

改正

令和8年3月23日告示第53号

佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰などの影響を受ける市内中小事業者等を支援するため、エネルギーコストの削減、収益構造の改善等を目的とした省エネルギー性能の高い機器及び設備（以下「設備等」という。）の更新に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、自己の事業を営む事務所、事業所等（以下「事務所等」という。）で使用している設備等を更新する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業は除く。）であって、市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主
- (2) おおむね5年以上事業を継続する意思がある者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者でない者
- (5) 一つの事務所等において、複数の事業者が共同利用する設備等に対し、過去に同一の設備等に係るこの要綱による助成金の交付を受けていない者
- (6) 更新しようとする設備等について、国、県、市その他の団体による同種の補助制度の交付を受けていない者

(対象設備及び助成対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる区分、対象設備、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成金の額等は、次の表のとおりとする。

区分	対象設備	更新条件等	助成対象経費	助成金の額
付帯設備	LED照明	(1)既存のLED照明以外の照明器具からの買換え又は交換であることに限る。 (2)照明器具ごと交換するものに限る。 (3)照明器具の交換に係る工事等が発生するものに限る。 (4)自宅兼事務所等の場合は、	本体の購入価格及び設置工事費（消費税を含む。）	助成対象経費の3分の1以内の額とし、25万円を上限とする。

		事業の用途として使用する区域に設置されるものに限る。	
	空調設備、ボイラー・給湯設備（設置工事等を伴わない設備を除く。）	(1)事業の用途に供されていると認められるものに限る。 (2)製造から10年以上経過しているものを更新する場合に限る。 (3)自宅兼事務所等の場合は、事業の用途として使用する区域に設置されるものに限る。	
	業務用冷凍冷蔵設備		
	産業用動力、変圧器その他事業に必要な設備		
生産設備	工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシンその他の生産に必要な設備		助成対象経費の3分の1以内の額とし、300万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 助成金の交付は、一つの対象設備につき、一つの設備等を対象とし、同一設備等に対する助成は1回限りとする。

4 助成対象経費は、次に掲げるものを除く。

- (1) 中古品又はリース取引に基づき取得した設備等の購入に係る経費
- (2) 導入する設備等に係る保証料、保険料、保守サポート費用及び手数料に係る経費
- (3) 消耗品、汎用性の高い附属品等に係る経費
- (4) 既存設備等の修繕に係る経費
- (5) 電子計算機（コンピュータ、サーバ類）、磁気ディスク装置その他主に事務的な用途として利用される機器類に係る経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費
(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金設備等更新計画書（様式第2号）
- (2) 見積書等経費が分かる書類の写し
- (3) 法人登記簿謄本、定款等、設備等を更新しようとする事務所等が市内にあることを明らかにする書類
- (4) 更新前の設備等及び設置場所が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、第3条第1項の区分ごとに行うものとし、付帯設備の区分にあつては一つの申請につき、三つの対象設備まで申請することができる。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

（実績報告兼交付請求）

第6条 助成金の交付の決定を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金実績報告書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 更新後の設備等及び設置場所が確認できる写真及び図面
- (2) 助成対象経費に係る契約状況が分かる書類及び領収書の写し
- (3) 対象設備の省エネルギー効果等について、具体的な数値により、メーカー又は納入・設置業者等が証明したもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書兼請求書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付確定通知書（様式第5号）により助成事業者に通知するものとする。

（設置状況等の確認）

第8条 市長は、必要に応じて申請書等に記載された対象設備の設置状況等を確認するものとする。この場合において、助成事業者は必要な協力を行わなければならない。

2 市長は、対象設備に係るエネルギーの使用状況及び事務所等の営業状況等について、助成事業者に対し確認し、必要な書類等の提出を求めることができる。

（助成金の返還）

第9条 市長は、前条の規定による状況確認等を行い、不正利用又はその他の事由により不適切であると認めたときには、既に交付されている助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により既に交付された助成金の返還を命じられた助成事業者は、市長にこれを返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和8年3月23日告示第53号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付申請書

年 月 日

(申請先)佐久市長

法人名又は屋号

役職名及び代表者名又は氏名

事業所又は営業所所在地 〒

事業所又は営業所名称

佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付要綱の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 _____ 円

【誓約事項】

佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金を申請するに当たり、次のとおり誓約します(内容を確認の上、□に✓を記入してください。)

- 佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付要綱に定める中小企業者等であり、助成対象者としての要件を満たしています。
- 今後、5年以上事業を継続する意思及び見込みがあります。
- 市税等の滞納がありません。また、市税等の納付状況について、市長が関係部局に報告を求めることに同意します。
- 佐久市暴力団排除条例(平成24年佐久市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員とする者及び暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。また、事業を行うに当たり、違法行為又は公序良俗に反する行為を行っていません。
- 市から立入検査、報告及び書類の提出又は是正のための措置の求めがあった場合は、速やかにこれに応じます。また、申請内容について、市が行政機関等に確認等を行うことに同意します。
- 交付決定の取消しを受け、既に助成金が交付されていた場合は、直ちに交付を受けた助成金を返還します。

(添付書類)

- (1)佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金設備等更新計画書(様式第2号)
- (2)見積書等経費が分かる書類の写し
- (3)法人登記簿謄本、定款等、設備等を更新しようとする事業所等が市内にあることを明らかにする書類
- (4)更新前の設備等及び設置場所が確認できる写真
- (5)その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金設備等更新計画書

1 事業者概要

(1)	事業者名 代表者役職名 代表者氏名		
(2)	創業年月日	年	月 日
(3)	業種 事業内容		
(4)	担当者役職名 担当者氏名 連絡先	担当者職・氏名	
		電話（ ）	—
		FAX（ ）	—
		e-mail	

2 更新事業計画

(1)	設備等の種類 ※1	(付帯設備) <input type="checkbox"/> LED照明 <input type="checkbox"/> 空調設備、ボイラー・給湯設備 <input type="checkbox"/> 業務用冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> 産業用動力、変圧器その他事業に必要な設備 (生産設備) <input type="checkbox"/> 工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシンその他の生産に必要な設備	
(2)	設備等更新の 具体的内容		
	対象外設備等 が含まれていないことの 確認※1	<input type="checkbox"/> 電子計算機（コンピュータ、サーバ類）、磁気ディスク装置等、主に事務的用途として利用される機器類を含まない。 <input type="checkbox"/> 設置工事等を伴わない空調・給湯設備等を含まない。 <input type="checkbox"/> その他主たる事業に供するものと認められない事務的設備を含まない。 <input type="checkbox"/> 国、県、市その他の団体による同種の補助制度の交付を受けていない。	
(3)	更新条件等の 確認※1	(LED) <input type="checkbox"/> 既存のLED照明以外の照明器具からの買換え又は交換である。 (LED) <input type="checkbox"/> 管球のみの購入又は交換ではない（器具ごと交換する。）。 (LED) <input type="checkbox"/> 器具交換に係る工事等が発生する。 (LED以外) <input type="checkbox"/> 製造から10年以上経過しているものを更新する。 (LED以外) <input type="checkbox"/> 事業の用途に供されており、必要に応じそれが分かる書類等を提出する。	
(4)	設備等設置場 所※1	住所：	
		店舗等が自宅等を兼ねる場合、設備等は住居区分 にはなく、住居用途等と併用することはないか。	<input type="checkbox"/> ない
(5)	工事等 予定期間	年 月 日	～ 年 月 日

※1：□がある項目は、該当するもの又は確認の意として☑を入れること。

様式第3号(第5条関係)
様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

佐久市長 印

佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付申請について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付条件等

3 却下理由

様式第4号 (第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金実績報告書兼請求書

年 月 日

(提出先)佐久市長

事業所又は営業所住所
事業所又は営業所名称
役職名及び代表者名又は氏名

年 月 日付けで決定通知のあった佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金について、関係書類を添えて報告(請求)します。

支出決算及び助成金請求額 (単位:円)

品目、数量、工事内容等	金額	助成対象経費金額	備考
合計金額			
助成金請求額			
助成対象経費等条件の確認	<input type="checkbox"/> 交付要綱第3条第1項の区分ごとに行うものとする。 <input type="checkbox"/> 助成金申請額について、付帯設備は助成対象経費の3分の1以内の額とし、25万円を上限とする。生産設備は助成対象経費の3分の1以内の額とし、300万円を上限とする。 <input type="checkbox"/> 申請額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 <input type="checkbox"/> 付帯設備にあつては一つの申請につき、各対象設備一つの設備等で3項目までを限度とする。 <input type="checkbox"/> 同一設備等に対する助成は1回限りとする。 <input type="checkbox"/> 中古品又はリース取引に基づき取得した設備等の購入に係る経費ではない。 <input type="checkbox"/> 自宅兼事務所等に設置する場合、専ら事業の用途に供されるものであり、事業用として使用する区域に設置されるものである。 <input type="checkbox"/> 設備等に係る保証料、保険料、保守サポート費用及び手数料に係る経費を含まない。 <input type="checkbox"/> 消耗品、汎用性の高い附属品等に係る経費を含まない。 <input type="checkbox"/> 既存設備等の修繕に係る経費を含まない。 <input type="checkbox"/> 電子計算機(コンピュータ、サーバ類)、磁気ディスク装置その他主に事務的用途として利用される機器類に係る経費を含まない。 <input type="checkbox"/> その他適切でないと認められる経費を含まない。		

(添付書類)

- 更新後の設備等及び設置場所が確認できる写真及び図面
- 助成対象経費に係る契約状況が分かる書類及び領収書の写し
- 対象設備の省エネルギー効果等について、具体的な数値により、メーカー又は納入・設置業者等が証明したもの
- その他市長が必要と認める書類

振込先	金融機関・支店名		
	口座種別	普通 当座	口座番号
	(フリガナ) 口座名義		

様式第5号(第7条関係)
様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

佐久市長 印

佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金交付確定通知書

年 月 日付けで報告(請求)のあった佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 _____ 円